# 地域の津波避難計画

# （加久見地区）

（平成２５年３月作成）

（平成３０年５月改訂）

加久見地区自主防災組織

土　佐　清　水　市

目　　次

第１章　はじめに ..... 1

第２章　この計画の使い方 ..... 1

第３章　地震・津波の予測結果 ..... 2
　第１節　南海トラフの巨大地震の概要 ..... 2
　第２節　津波による最大浸水深 ..... 4
　第３節　津波到達予想時間 ..... 4

第４章　地区の概要 ..... 5
　第１節　避難対象地域 ..... 5
　第２節　避難場所 ..... 5
　第３節　避難困難地域 ..... 7

第５章　地震発生後の避難行動・避難方法 ..... 10
　第１節　地震が発生した場合 ..... 10
　第２節　地震の揺れが収まった場合 ..... 10
　第３節　避難場所に到着した場合 ..... 11

第６章　日頃から行うこと ..... 13
　第１節　非常持出品の準備 ..... 13
　第２節　食料等の備蓄 ..... 14
　第３節　避難場所の確認 ..... 15
　第４節　室内の安全対策の実施 ..... 16
　第５節　建物被害の軽減対策の実施 ..... 17
　第６節　要配慮者への避難支援 ..... 18
　第７節　自動車等による避難の検討 ..... 21

第７章　避難訓練の実施 ..... 23
　第１節　様々な条件での避難訓練の実施 ..... 23
　第２節　訓練結果の検証 ..... 23

第８章　自分たちの地域はみんなで守る ..... 24

## 第1章 はじめに

高知県沖付近で発生すると予測されている南海トラフ地震は、今後 30 年以内に７０%程度（地震調査研究推進本部：平成３０年２月現在）の高い確率で発生すると言われています。また、内閣府が平成 24 年８月に発表した「南海トラフの巨大地震」※1 の予測ではマグニチュード 9.1 と、東日本大震災のマグニチュード 9.0 を上回る規模の地震の発生を予想しています。

土佐清水市においても、過去の南海地震で繰り返し被害を受けてきたことを踏まえ、「南海トラフの巨大地震」が発生した場合でも、被害を最小限に軽減するために市と市民、事業者などが一体となって対策を進める必要があります。

高知県が施行した「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」では、津波浸水の予測される区域内の自主防災組織等は、津波からの円滑な避難を行うために、「地域の津波避難計画」を作成することが規定されました。

津波被害から命を守るために、市民一人一人が「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台や避難場所、津波避難タワーなどへ迅速に避難することを目的に「地域の津波避難計画」を作成します。

※1　「南海トラフの巨大地震」とは、東海・東南海・南海地震が連動して同時に発生した場合の地震のことで、発生頻度は極めて低いですが、現時点で発生する可能性のある最大クラスの地震です。

## 第2章 この計画の使い方

この計画では、平成 24 年 12 月に高知県が発表した津波浸水予測※2 に基づいて、各地区の津波避難対象地域を設定し、避難場所などを示しています。また、あわせて作成した「津波ハザードマップ」と一緒に活用することで、自宅などからどこに避難すればよいか、事前に確認することができます。

その他に、避難時の留意点や心得、いざという時に備えた非常持出品のリスト、災害用伝言ダイヤルの利用方法なども掲載していますので、事前に読んで、いざという時の対応方法を家族と話し合っておきましょう。

なお、「津波避難場所」や「要配慮者への支援方法」については、平成 24 年度に２回実施した住民ワークショップにおいて、地区住民の方々に話し合っていただいた結果を反映しています。

※2　「平成 24 年 12 月に高知県が発表した津波浸水予測」とは、内閣府が平成 24 年８月に発表した予測を基に、最新の地形データなどを反映し、より詳細な予測を実施したものです。

# 第3章 地震・津波の予測結果

## 第1節　南海トラフの巨大地震の概要

高知県が平成 24 年 12 月に公表した「南海トラフの巨大地震」の震度予想、及び津波浸水予測の結果概要は次のとおりです。

表 3.1　南海トラフの巨大地震発生による震度分布・津波浸水予測（高知県：平成 24 年 12 月）

| | 南海トラフの巨大地震の概要 |
|---|---|
| 想定震度 | 南海トラフの巨大地震（内閣府モデル：平成 24 年８月） |
| 地震規模 | マグニチュード 9.1（津波断層モデル） |
| 予想震度 | 震度６強～7（土佐清水市） |
| 地震継続時間 | ２分～３分<br>※体に感じる揺れ（震度３程度）から強くなり、再び震度３程度に落ち着くまで、どのくらいの時間なのかを示しています。 |
| 津波予測における構造物の取扱 | 【堤防】<br>海岸堤防や河川堤防は「なし」の条件で推計しています。<br>※土で築造された堤防は、地震前の高さの 25%の高さに沈下し、津波が超えると同時に「なし」の状態となります。<br>※コンクリートで建設された堤防は、地震により倒壊するとし、堤防が全く「なし」とします。<br>【水門など】<br>既に耐震化され、ゲートが自動で降りる、または常に閉鎖の水門は「閉まっている」とし、これ以外は「開いている」とします。 |
| 最大津波高 | ３４m（土佐清水市内）<br>※市内の特定の地点で予測される最大津波高であり、市内全域の津波高を示したものではありません。 |

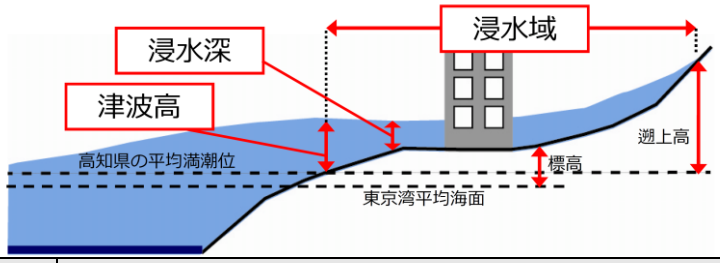


| 用語 | | 定　　義 |
|---|---|---|
| 津波高 | | 高知県の平均満潮位（朔望平均満潮位）と、津波により上昇した海面の高さとの差 |
| 浸水深 | | 浸水域の水面から地面までの深さ |
| 参考 | 平均満潮位 | 各月の最高満潮位の平均値 |
| | 東京湾平均海面 | 東京湾にある代表地点における平常潮位の海面（標高の基準） |
| | 標高（海抜） | 東京湾平均海面（TP）または国土地理院の基準からの地表面の高さ |
| | 遡上高 | 海岸から内陸へあがった津波が到達した地点の高さと平均満潮位の高さの差 |

図 3.1　津波高・浸水深のイメージ

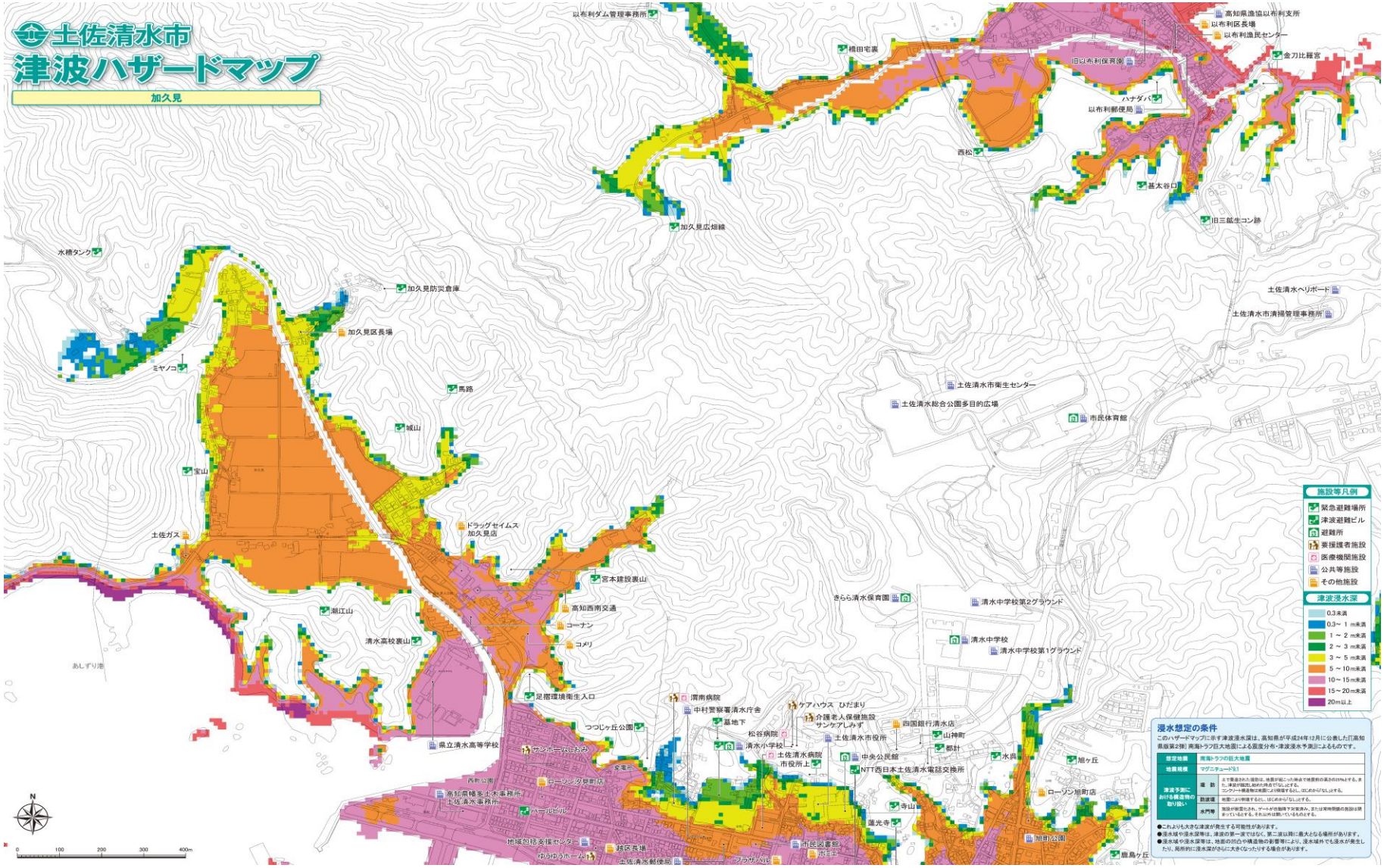


図 3.2　津波浸水予測図（加久見地区）

## 第2節　津波による最大浸水深

浸水深とは、津波により水に浸かってしまう深さのことで、高知県の予測では加久見地区の住宅地で最大１０m～１５mです（図 3.2 参照）。

なお、１０m～１５mの浸水では、４階建程度の建物が水没します（図 3.3 参照）。

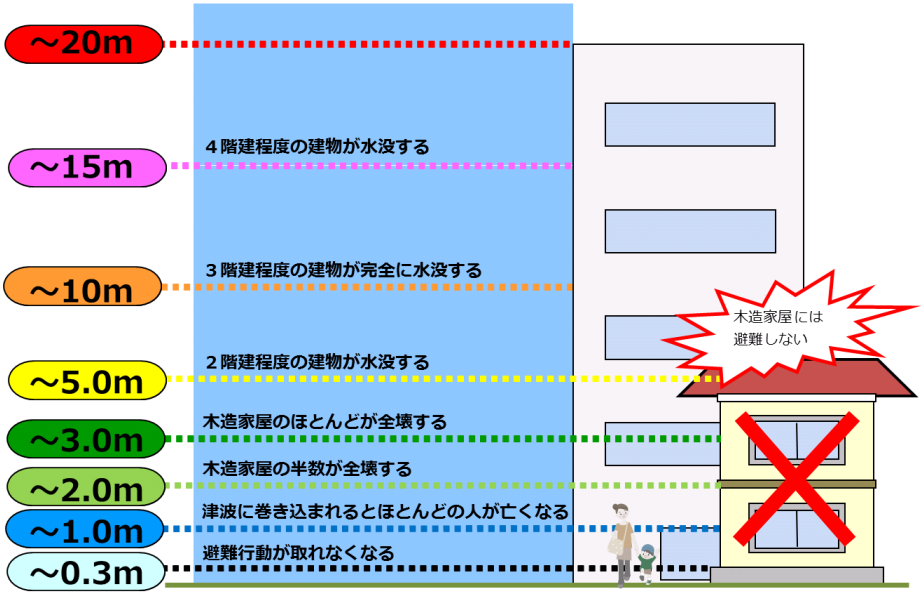


図 3.3　浸水深の目安

## 第3節　津波到達予想時間

津波到達予測時間とは、地震が発生してから浸水深 30cm の津波が到達するまでの時間を予測した値のことです。

高知県が平成 24 年 12 月に公表した津波到達予想時間図での、加久見地区の津波到達予想時間は次のとおりとなります。

なお、30cm 津波とは、人が足を取られて動けなくなる高さの津波のことです。

表 3.2　津波到達予想時間

| 地区 | 津波到達予想時間 |
|---|---|
| 加久見 | 12 分 |

# 第4章 地区の概要

## 第1節　避難対象地域

避難対象地域とは、津波からの避難が必要な地域のことです。

加久見地区の避難対象地域は次のとおりです。

なお、高知県が平成 24 年 12 月に公表した津波浸水予測図（図 3.2 参照）では、一部地域が浸水想定区域外となっていますが、想定を超える地震の起こる可能性はあり得ることから、地区全域を避難対象地域とします。

表 4.1　避難対象地域

| 地区別 | 地区 | 世帯数 | 避難対象地域人口（人） | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 高齢者人口 | 高齢化率 |
| 半島 | 加久見 | 237（3.2%） | 476（3.4%） | 192（3.0%） | 40.3% |
| 市全体 | | 7,385 | 13,844 | 6,490 | 46.9% |

※世帯数及び人口は平成 30 年 3 月現在

※合計の（　）内の値は、市全体に対する割合

※高齢者とは 65 歳以上を指します。

## 第2節　避難場所

加久見地区の避難場所は次のとおりです。津波の発生状況によっては、より高い場所への移動を検討してください（各避難場所の位置は図 3.2 参照）。

津波避難場所とは、一時的（緊急的）に避難する場所です。津波避難場所の選定は、平成 24 年度の住民ワークショップにおいて検討された後、津波避難道の整備の間に、追加や変更等となった分を反映しております。

表 4.2　津波避難場所

| 地区別 | 地区名 | 避難場所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 半島 | 加久見 | 足摺環境衛生入口 | |
| | | 宮本建設裏山 | |
| | | 清水高校裏山 | |
| | | 水槽タンク | |
| | | 馬路 | |
| | | 潮江山 | |
| | | 宝山 | |
| | | ミヤノコ | |
| | | 城山 | |
| | | 加久見防災倉庫 | |

## 第3節　避難困難地域

避難困難地域とは、津波到達予測時間までに、避難対象地域外の安全な場所に避難することが困難な地域のことです。

高知県予測結果を用いて、加久見地区の避難困難地域の有無を検証した結果、**<u>避難困難地域は存在しませんでした</u>**（図 4.2 参照）。

なお、避難困難地域の検証条件は次のとおりです。

### （１）避難困難地域の考え方

地震発生から津波到達予測時間までの時間内において、避難行動が可能な時間（避難可能時間）で移動可能な距離を避難可能距離とし、現時点での避難目標地点（避難場所、避難タワーなど）に避難可能な範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出しています。

出典：津波避難ビル等に係るガイドライン

図 4.1　避難困難地域設定の概念図

## （2）使用したデータ

表 4.3　避難困難地域の検証に使用したデータ

| 項　目 | | 使用した数値 | 出　典 |
|---|---|---|---|
| 津波到達予測時間 | | 12 分 | 高知県予測（H24.12） |
| 避難可能時間※1 | | 7 分 | |
| 避難速度※2 | 一般の人 | 2.65km/h | 内閣府発表資料（H24.8） |
| | 要配慮者※3 | 1.325km/h | |
| 避難可能距離※4 | 一般の人 | 309.2m | |
| | 要配慮者※3 | 154.6m | |

※1　避難可能時間は、津波到達予測時間から５分減じた値です。５分減じる理由は、東日本大震災の被災者へのアンケート結果によると、余震や気の動転などから、避難開始平均時間は地震発生５分後であったためです。

※2　避難速度は、東日本大震災の被災者へのアンケート結果から、内閣府が設定した速度です。なお、要配慮者の速度については、内閣府が設定していないため、一般の人の半分の速度（1.325km/h）としています。

※3　要配慮者とは、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、妊婦などで、災害発生時に**自力で**必要な情報を得ることや、迅速かつ的確な行動を取ることが困難で、なんらかの介護・支援が必要な人のことです。

※4　避難可能距離とは、地震発生後、津波が到達するまでに避難できる距離のことです。

## （3）ワークショップ（平成２５年２月１９日）

避難する場所や危険箇所を検討しました。

## （4）地区の状況

加久見地区

避難場所「西南交通裏山」進入路

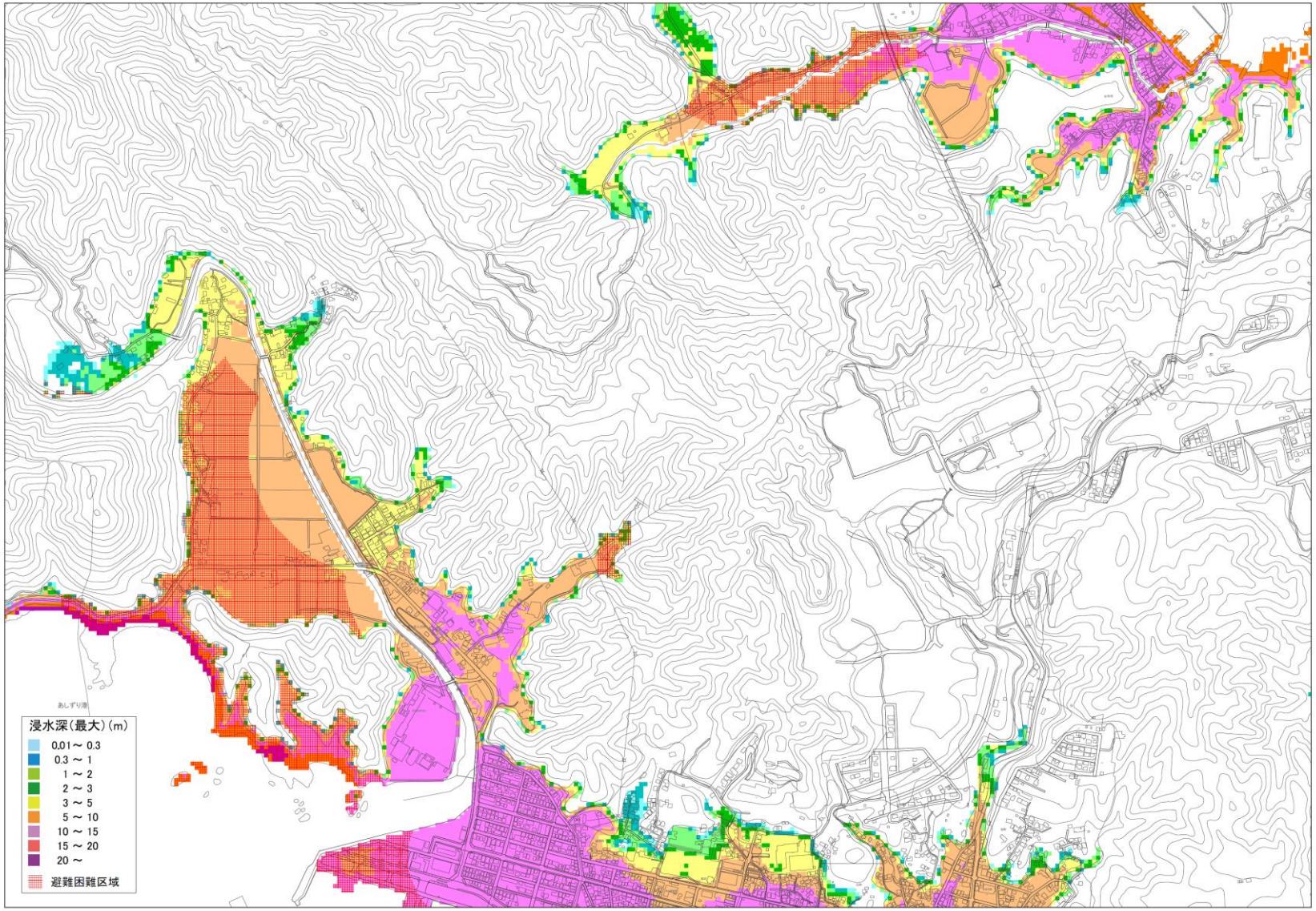


図 4.2　避難困難区域算定結果図（加久見地区）

# 第5章 地震発生後の避難行動・避難方法

## 第1節　地震が発生した場合

（１）地震発生直後は、まず揺れによる被害から身を守りましょう

① 屋内にいた場合

- テーブルや机の下に身を隠し、**あわてて外に飛び出さないようにしましょう。**

② 屋外にいた場合

- ブロック塀や自動販売機、看板や窓ガラスなど**倒壊や落下の危険性のあるものには近寄らない**ようにしましょう。
- 山の中にいたら、がけの上や下など、土砂崩れの恐れのある所から離れましょう。
- 車を運転していたら、あわてずに車道の左側に停車してから、エンジンを停止しましょう。

（２）揺れが収まったら、二次災害を防止しましょう。

- 出口を確保し、火の元を消しましょう。
- 必ず**電気のブレーカーを切りましょう**。
- 余裕があれば、ガスの元栓を締めましょう。
- 車を運転していたら、ドアをロックせず、エンジンキーを付けたままにして車から離れましょう。

## 第2節　地震の揺れが収まった場合

（１）**強い揺れや長時間のゆっくりとした地震**を感じたら、揺れが収まってから**警報を待たずに速やかに避難**します。

（２）地震を感じなくとも、**津波注意報や警報が発表されたとき**は、直ちに、海岸から離れて、速やかに避難します。

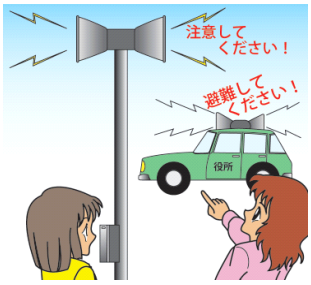


・津波は引き波で始まるとは限りません。体で感じる揺れや注意報や警報の発表などによって避難するかどうかを判断してください。

（３）**原則として徒歩**により避難します。自動車避難を検討せざるを得ない場合は、限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう、各地区で道路状況等の検証や対象者を要配慮者に限定する等の事前の検証や地区内でのルールづくり（合意形成）が不可欠です。

（4） 原則として、**自分の命は自分で守る**ことを心がけますが、**可能なかぎり**、隣近所に声を掛け合い、要配慮者を助け合って避難します。

（5） 原則として、**津波の進入方向に避難してはいけません**。

（6） 津波は川や水路もさかのぼってくるため、**川や水路に近づいてはいけません**。

（7） 地震や津波は自然現象であり、想定以上の津波が来る可能性があるため、津波浸水予測で浸水範囲ではないから**必ず津波が来ないとは限りません**。そのため、常に状況把握に努め、**より安全な場所に移動**することを考えます。

（8） 準備している非常持出品を持って避難します。

## 第3節　避難場所に到着した場合

（1） 避難場所に着いたら、家族と離ればなれになっても、**津波が収まるまでそこから動かないようにします**。

（2） 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、**独自の判断で戻ってはいけません**。津波は繰り返し襲ってきます。また、第一波が最大であるとは限りません。

（3） 気象情報や被害の状況など、テレビ、ラジオ、県・市の広報などから正確な情報を得ます。出所のわからない情報には惑わされないようにしましょう。

（4） 家族が離ればなれとなった場合は、**災害用伝言ダイヤル「１７１」**を活用します。

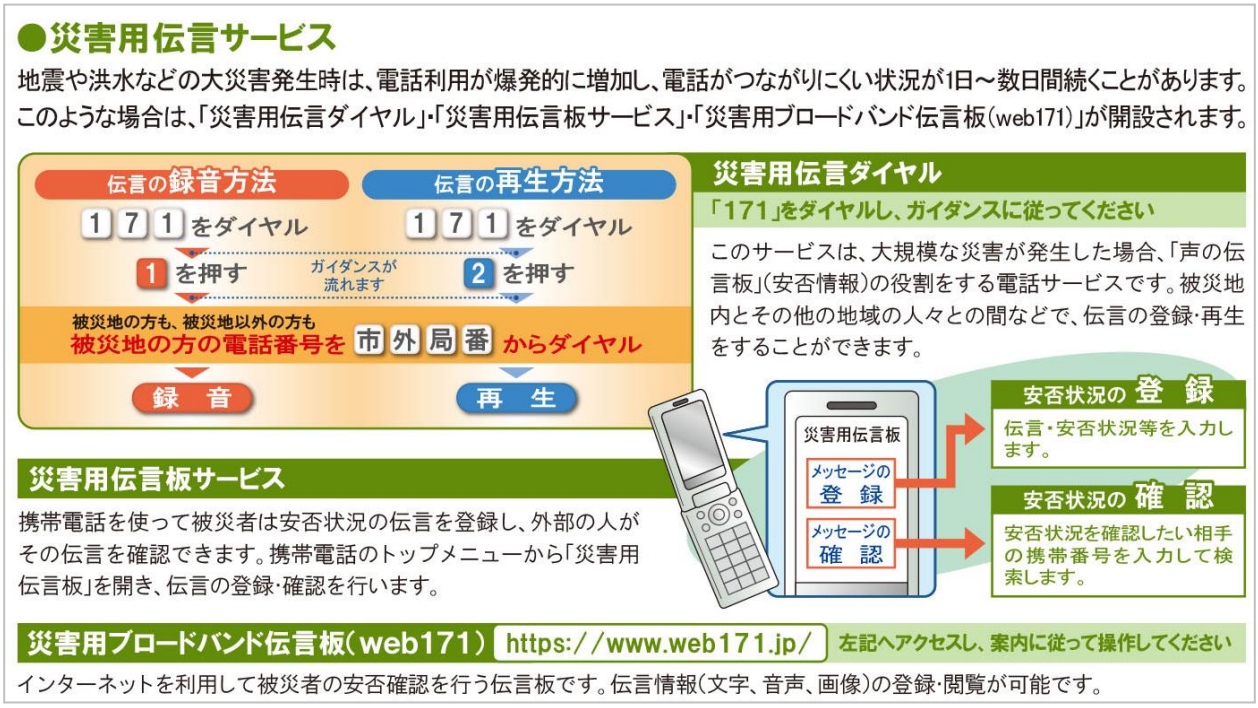


災害発生時（震度６弱以上の地震など）には、NTT の災害用伝言サービスが稼働します。これは、家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡などに活用できます。**事前の契約などは一切必要ありません**。

災害時以外でも、**体験利用日が設定**されています。一度、家族や親せき、友人と一緒に利用してみましょう。

| | |
|---|---|
| （体験利用日） | 毎月１日、１５日、１月１日～３日、防災週間：８月３０日～９月５日<br>防災とボランティア週間：１月１５日～１月２１日 |

各社携帯電話からも『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。詳細は、携帯電話のサービストップ画面に表示される『災害用伝言板』を選択します。

# 第6章　日頃から行うこと

## 第1節　非常持出品の準備

いざという時には、ただちに避難しなければなりません。１秒でも早く避難できるように、また避難してから困らないように、**非常持出品を準備**しておきます。

（1） 家族の人数なども考えて、避難に必要な最小限の物品や貴重品を準備します。

（2） 定期的にチェックします。

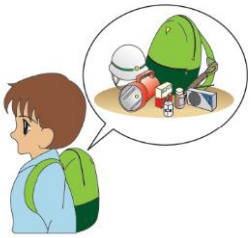

（3） 避難の時に両手が使えるように、リュックサックや非常用持出袋などに入れます。

（4） いつでも持ち出せる場所に置きます。

（5） 夜間の避難に備えて、懐中電灯は人数分準備します。

■非常用持出品の例

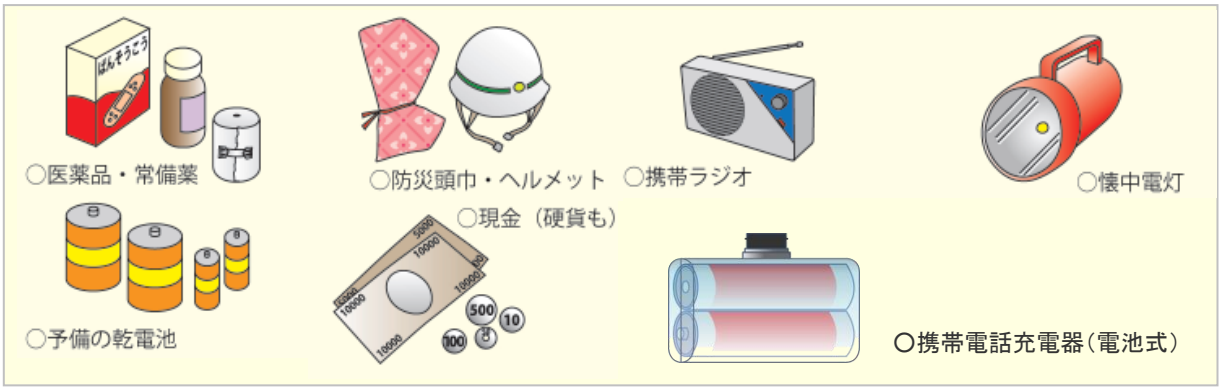

## 第2節　食料等の備蓄

地震発生後、救援活動を受けられるまで数日間かかると言われています。そのため、**最低でも３日分（可能であれば１週間分以上）の食料品などを備蓄**します。

（１） 救援活動を受けられるまでに必要となる３日分の水や食料品を、各家庭や避難場所で備蓄します。

（２） 家族構成（高齢者、傷病人、ペットなど）を考えて、必要な物品を用意します。

■備蓄品の例

○飲料水

１人１日３リットル分の水は飲料用に必要であると言われています。

○非常食（３日分）

- 乾パンやクラッカー、缶詰（保存期間が長く、火を通さなくても食べられるもの）
- レトルト食品
- ナイフ、缶切り
- 粉ミルク、ほ乳びん（赤ちゃんがいる場合）

家族の事情により必要なもの（例）

- 高齢者や乳幼児が食べやすいやわらかい食べ物
- アレルギーの起こらない食べ物
- 服用薬（生活に医療器具の必要な方は、災害時に調達する方法を事前に把握しておきましょう）
- ペット用品（ペットフード、ケージ、トイレ用品）

## 第3節　避難場所の確認

**家族が利用する**可能性のある**避難場所**と、避難場所までの**避難経路を「津波ハザードマップ」等を用いて確認**します。

（1） 避難経路については以下の内容を考えて決めます。

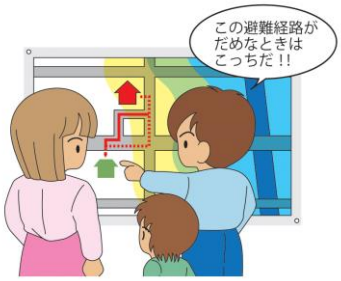


① 山・がけ崩れ、建物の倒壊、落下物の危険が少ないこと
② 最短時間で避難先に到達できること
③ 津波に向かって行くような経路は設定しないこと
④ 複数のルートを選択できること（家屋の倒壊、火災の発生などに対応できるようにしましょう）
⑤ 海岸、河川沿いの道路は、原則、避難経路としないこと
⑥ 夜間の避難も想定して、街灯などの設置されている経路が望ましい

（2） 自宅で地震にあうとは限りません。学校や会社などからの避難場所や避難経路を確認します。

（3） 震災時に家族が離ればなれとなった場合の**連絡（安否確認）方法を確認**します。

（4） 土佐清水市が配布する「津波ハザードマップ」に自宅や日中に所在する場所を記入して、よく見える場所に貼っておきましょう。地震発生時により早く避難場所へ向かうことが可能となります。

## 第4節　室内の安全対策の実施

地震により室内でケガをしないために、以下の対策を行います。

（1） 寝室や出入り口付近には家具を置かないようにしましょう
家具が転倒しても避難できるよう、寝室や出入り口付近に家具を置かないようにします。

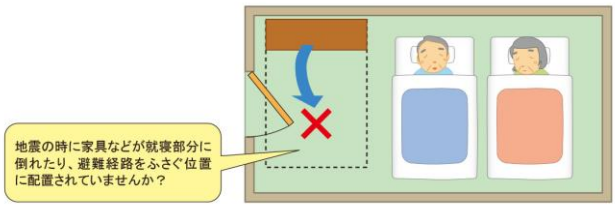


（2） 家具を固定しましょう
家具が転倒しないよう、防止金具などを使って**家具を固定**します。

（3） 家具の上には軽いもの、下には重いものを置きましょう
家具を転倒しにくくするために、家具の**下に重いもの、上に軽いもの**を収納します。

（4） 食器などの飛び出しに注意しましょう
食器など家具の中にあるものの**飛び出しにも注意**します。

（5）ガラスに飛散防止フィルムを貼りましょう
ガラスが割れてもケガをしないよう、**ガラスに飛散防止フィルムを貼ります**。

※家具の転倒防止対策や感震ブレーカーの安全対策として、下記のとおり市が補助を行っております。

| 補助対象事業 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 震ブレーカー・金具等の購入費 | 1/2 | 7,000 円/世帯(上限) |
| 金具等の取付け費 | 10/10 | 8,000 円/世帯(上限) |
| 感震ブレーカー取付け費 | 10/10 | 4,000 円/世帯(上限) |

（平成 30 年 3 月現在）

## 第5節　建物被害の軽減対策の実施

昭和５６年以前に建てられた住宅は古い耐震基準で建てられているため、地震の強い揺れで倒壊する可能性があります。

建物の倒壊を防ぐために、以下の対策を行います。

（１） 地震から家族や財産を守るために、まずは住宅の耐震診断を行います。

（２） 耐震診断で安全でないと診断された場合は、住宅を耐震化するために耐震設計、耐震改修を行います。

（３） 倒壊したブロック塀が道路をふさいだ場合、避難や救助・消火活動の妨げとなるため、地域ぐるみでブロック塀の安全対策を進めます。

※ 昭和５６年５月以前に建てられた住宅を耐震診断、耐震設計、耐震改修する場合やブロック塀の安全対策には、**下記のとおり市が補助を行っております**。

| 補助対象事業 | 補助要件 | 補助限度額 |
|---|---|---|
| 耐震診断 | S56.5 月以前に建築された木造住宅 | 33,943 円 |
| 耐震改修設計 | 耐震診断の結果、耐震性に問題がある住宅 | 265,000 円 |
| 耐震改修工事 | 耐震改修設計を行った住宅 | 1,125,000 円 |
| ブロック塀の除却・改修 | 倒壊により道路・避難路を塞ぎ、避難や消火活動の妨げとなるブロック塀の除却及び安全なフェンス等への改修 | 205,000 円 |

（平成 30 年３月現在）

## 第6節　要配慮者への避難支援

（１）要配慮者・避難行動要支援者の定義

要配慮者とは、災害発生時に自力で必要な情報を得ることや、迅速かつ的確な行動を取ることが困難な**高齢者、障がい者、外国人、妊婦、子供、乳幼児、観光客、一時滞在者**などを言います。

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを言います。

（２）迅速な行動を取ることが困難な要配慮者への避難支援

迅速な行動を取ることが困難な要配慮者（高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、乳幼児など）への避難支援については、以下の内容を参考にして行います。

① 迅速な避難を助ける施設整備

避難路や避難場所等の整備にあたっては、土佐清水市、自主防災組織が手すりやスロープの設置などのバリアフリー化を進め、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するよう整備を進めます。

② 避難を支援する援助者の確保

自主防災組織や民生委員、消防団など、日ごろから地域のコミュニティーで要配慮者に対する支援を検討し、いざという時の行動を地区で定めておきます。ただし、支援者は、事前に津波浸水予測時間等を考慮した退避ルールを定めておくとともに、その内容について、関係者が十分理解し、いざという時には、ルールに基づき、自らの安全を確保できる体制を整えます。

（３）必要な情報の入手や地理情報に不案内な要配慮者への避難支援

必要な情報の入手や地理情報に不案内な要配慮者（聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人、子供、観光客、一時滞在者など）への避難支援については、以下の内容を参考にして行います。

① 標識の設置

土佐清水市は津波注意看板のほか、海抜や津波の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置を進めます。

② 避難訓練の実施

地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、地区で日ごろから訓練を行います。

③ 観光施設や宿泊施設への対策

土佐清水市は、津波浸水予想区域にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及

び避難計画を定めておくよう指導します。

④ 情報の伝達

土佐清水市は、防災行政無線の屋外拡声器、サイレン、緊急速報メール、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

（４）要配慮者が行うこと

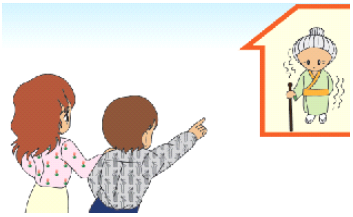

支援をする人も自分の命を守るだけで精一杯となる可能性があります。

要配慮者は支援を受けるだけでなく、自分でもできる限りの避難行動を取る必要があります。

① 玄関先まで出ます

- 支援に来た人が要配慮者を探さなくてもよいため、避難する時間の短縮となります

② 避難した場合は、まわりの人から分かるようにします

- 避難したことを周知することで、支援をする人の避難時間を確保することができます

※例えば「玄関先に旗を立てる」など（内容については地区で話し合って決めます）

（５）地区での避難支援

地震が発生した時にどのような支援を行うか、要配慮者も交えて話し合いを行います。特に避難行動要支援者に対しては、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。

なお、平成２５年２月１９日（火）に実施した「津波避難計画第２回住民ワークショップ」では、参加していただいた方々から意見がありました。

表 6.1　要配慮者支援（ワークショップの意見を含む）

| 対象者 | 現在行っている<br>避難支援 | 今後行ったらよいと思う<br>避難支援 |
|---|---|---|
| 要配慮者 | ・声掛け<br>・避難誘導 | ・避難場所に長時間いられるように、雨風をしのげるものが必要<br>・助けが必要な人ほど情報がいっていないので、知ってもらう必要がある<br>・逃げようという気持ちを持ってもらいたい |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 避難行動要支援者 | ・避難行動要支援者避難支援個別計画の作成 | ・車で連れて行く<br>・近所の人が手助けをする<br>・避難行動要支援者避難支援個別計画に基づいた避難訓練等の実施 |

## 第7節　自動車等による避難の検討

土佐清水市では、公共交通機関の利用が困難な地域も多いことから、日常的に自家用車を用いた移動が行われています。そのため、地震発生時においても、自動車を用いた避難を行おうとする住民が多いことが予想されます。

また、地域の高齢化も進んでおり、自動車を使わなければ迅速な避難が難しい避難行動要支援者も多いと考えられます。

ただし、自動車を用いた避難を行おうとする避難者が多い場合、避難場所付近での路上駐車多発に伴う渋滞の発生等により、安全に避難できないことが想定されます。

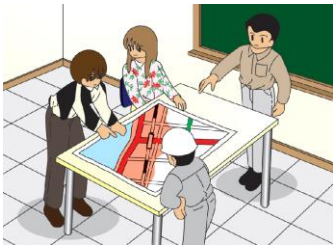

そのため、徒歩による避難を原則とし、自動車での避難を検討しなければならない場合については、以下を参考に事前に地区内でルール作りを行うようにしてください。

【自動車での避難方法検討内容例】

■自動車を用いた避難についての危険性の認識

地震によって道路が崩れたり、沿道の建物や電柱が倒れて、通行できなくなる可能性があります。

■自動車を避難に用いることのできる人の理解

徒歩による避難が原則です、ただし、避難行動要支援者など徒歩での避難が難しい人は、自動車を避難に用いると、迅速な避難が可能となります。そのため、自動車での避難は自動車を用いなければ迅速に避難のできない人のみを対象とします。

■自動車で安全に避難するために必要な道路の確保

自動車を用いた避難についての危険性から逃れるためには、自動車を安全に通行するための対策が必要です。そのため、自動車を用いた避難を行うためには、地震による揺れの後も、安全に通行できる道路を確保する必要があります。

- 崩れる恐れの少ない道路
- 電柱が倒れる恐れのない道路
- 建物が倒壊する恐れのない道路
- ブロック塀が倒壊する恐れのない道路
- 橋が落ちる恐れのない道路
- 液状化する恐れのない道路

■渋滞を発生させない自動車避難を可能とするルール

（ア）対象となる地域の設定

周辺に高台の無い沿岸部で、自動車による避難が可能となる道路が整備されている地域

などに限定します

（イ）対象となる住民

避難行動要支援者など、自動車を使わなければ迅速な避難が難しい人等に限定します

（ウ）使用する道路の設定

徒歩で避難する人との交通事故などを防ぐために、自動車の避難に使う道路を決めます

■自動車を避難に利用するルールの周知とドライバーに対する教育

（ア）地区で決めたルールの周知

地区内に自動車を用いた避難を行う際の誘導標識を設置したり、避難訓練等を実施して、地区で決めた自動車を避難に利用するルールを、地区住民で共有します

（イ）ドライバーに対する教育

■避難可能な避難場所の抽出

・駐車スペースの有無、接続する避難路の幅員　など

■避難時ルールの設定

・道路に駐車する場合、最初に到着した車は後続の車に配慮し、避難場所から少し離れた場所に駐車します

・車の鍵は付けたままにします　など

■自動車避難が困難となった場合（家屋倒壊等による避難路の封鎖など）の対応

# 第7章 避難訓練の実施

## 第1節　様々な条件での避難訓練の実施

（１）要配慮者も含めた避難訓練の実施

　津波から大切な命を守るには、迅速な避難行動が最も有効な手段です。また、安全に避難するためには、知識だけではなく実践的な訓練も重要です。

　地域の全員がすばやく安全に避難できるよう、事前に決めた避難経路を通って避難場所に向かう訓練をしておくことが重要です。

　特に要配慮者については、**避難可能時間内に避難場所まで移動できるかどうかの確認**が必要です。

　また、津波到達予想時間内に避難できない場合は、避難可能な手段（例えば、自動車による避難など）の検討が必要となります。

　そのため、できる限り、**要配慮者にも避難訓練に参加してもらう**ようにしましょう。

（２）悪条件での避難訓練の実施

　地震は日中だけではなく、夜間に発生する可能性もあります。また、雨天や炎天下など、避難するには条件の悪い時に発生する可能性もあります。

　そのため、**冬季の夜間など、悪条件の中で避難訓練を実施**し、避難場所まで安全に避難できるかどうか、確認することが必要となります。

（３）自動車を使った避難訓練の実施

　自動車での避難を考えている地区については、避難訓練時に自動車での避難もあわせて行い、避難場所まで安全な道を通って避難できるかどうか、また、歩行者も安全に避難できるかどうかなどを確認することが必要となります。

## 第2節　訓練結果の検証

　避難訓練を実施したら、以下の内容について想定どおりだったか検証しましょう。

　想定外のことが発生したら、課題の抽出・整理・解決策を考え、次回の避難訓練で検証しましょう。

（１） 避難に要した時間が**避難可能時間内**であったかどうか

（２） 避難経路に問題点は無いか

（３） **更に避難時間を短縮**するためにはどうすればよいか

## 第8章 自分たちの地域はみんなで守る

一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことは大切です。しかし、個人の力には限界があり、大規模な災害では行政の対応にも限界があります。

「自分たちの地域はみんなで守る」という意識を持ち、自主防災組織などの訓練に積極的に参加しましょう。

【平常時に果たす役割】

① 地震に関する知識の習得
② 地域固有の災害危険性の理解と認識
③ 火気使用器具などの安全点検と火災予防措置
④ 避難場所、避難路などの確認
⑤ 飲料水、食糧、生活必需品の備蓄（非常持出・３日分程度（可能であれば１週間分以上））
⑥ 地域の実情に即した自主防災組織の結成、運営

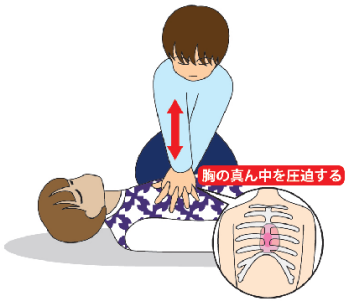

【災害時に果たす役割】
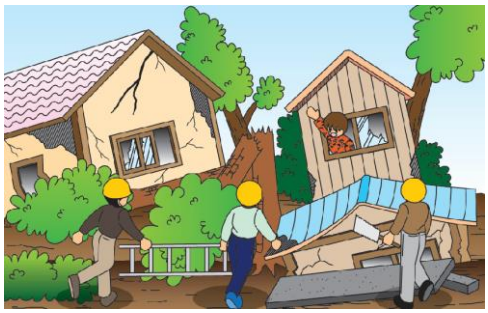
① 正確な情報の把握及び伝達
② 近所の声のかけ合いと適切な避難
③ 出火防止措置及び初期消火
④ 組織的な応急復旧活動への参加と協力
⑤ 負傷者、要配慮者の援助、救助